

# 三朝都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

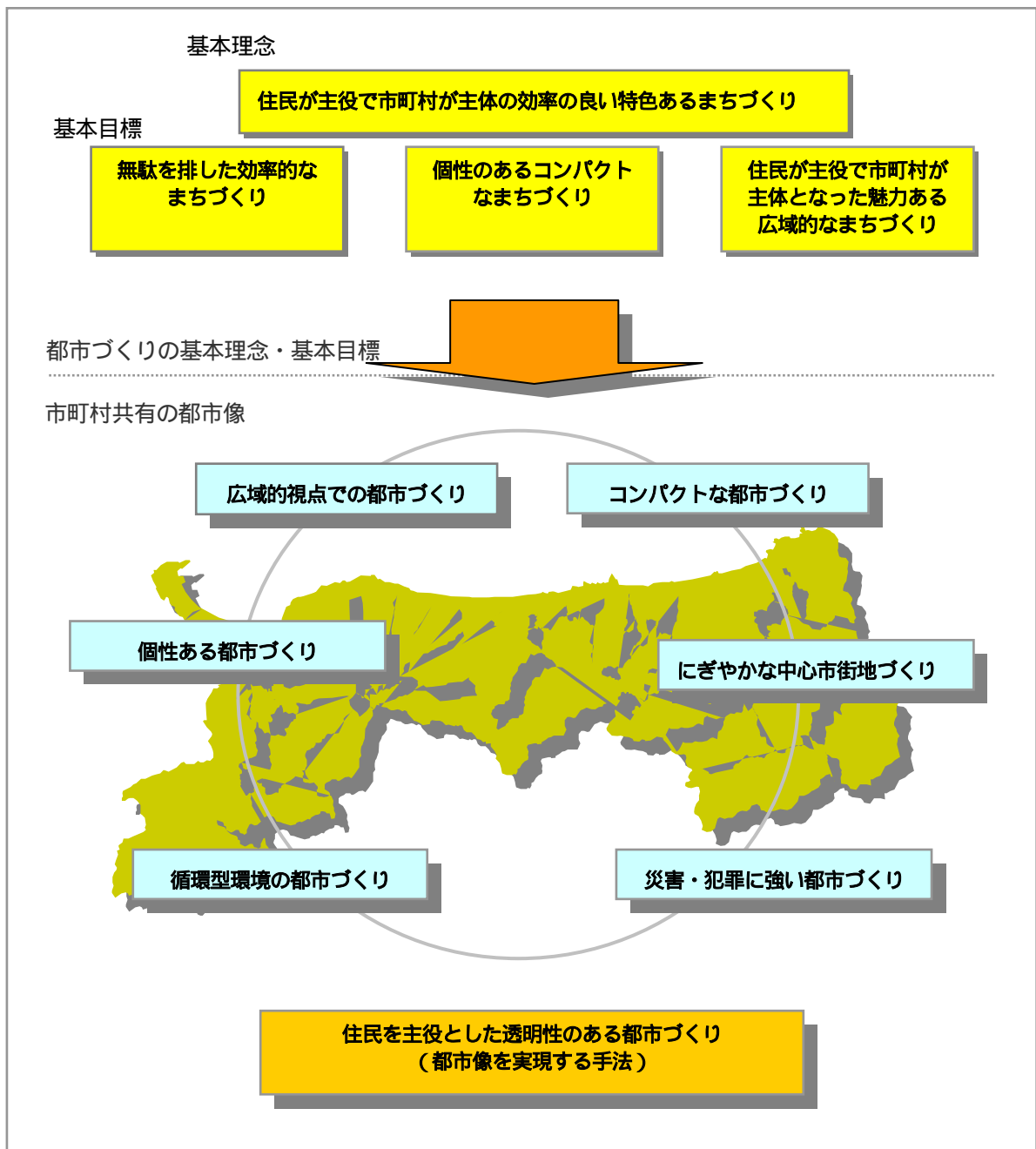
## 目次

- 1．都市計画の目標
  - (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
  - (2) 三朝町の広域的位置づけ
  - (3) 都市づくりの基本方針
  - (4) 目標とする市街地像  
(骨格形成図)
- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
  - (1) 区域区分の決定の有無
- 3．主要な都市計画決定の方針
  - (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
    - 1) 土地利用の基本方針
    - 2) 主要用途の配置の方針
    - 3) その他の土地利用方針
    - 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針
  - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
    - 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
    - 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
  - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉、景観に関するまちづくりの方針  
(都市計画マスタープラン図)

## 1. 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向けて多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

### コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

### 個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもとめられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

### にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

## 循環型環境の都市づくり

環境にやさしい県

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性と、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

## 災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

## 住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

地方分権の下、各市町村の独自色を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少から NPO 等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体の都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)三朝町の広域的な位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入することとし、都市計画区域の連坦性や近接性を基本に既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、伝統的文化資源の豊富な倉吉市を核とし、農業等を中心とした周辺の町村との調和を図る個性的な魅力の集積を図りながら東西の圏域との交流拠点を担う「中部広域都市圏域」を設定する。

圏域における三朝町の発展方向と広域的な位置づけは、以下のとおりとする。



	発展方向	広域的な位置づけ
倉吉市	中心都市として広域中心機能の充実を図るとともに、圏域内の内外にわたる広域交流都市をめざす。	圏域内の内外にわたる広域交流都市
関金町	農産物と森林資源の生産機能を高めるとともに、滞在性のある保健・保養型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	観光農業と保健・保養型のレクリエーション拠点と定住拠点
羽合町	東郷湖羽合臨海公園を中心に活動的な健康増進型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	健康増進型の観光レクリエーション拠点と定住拠点
東郷町	東郷湖羽合臨海公園の健康増進施設、自然教養施設と観光梨園を活かした保健・保養型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	保健・保養型の観光レクリエーション拠点と定住拠点
三朝町	温泉地の多目的健康増進施設や文化施設とその背後に広がる自然的・歴史的景勝地を活かした滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点及び定住拠点の形成をめざす。	滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点と定住拠点
北条町	農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、地場産品の圏域中心物流拠点及び定住拠点の形成をめざす。	地場産品の圏域中心物流拠点と定住拠点
大栄町	農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、総合的な食品関連供給拠点をめざす。また、体験活動型の東大山リゾート拠点及び定住拠点の形成をめざす。	総合的な食品関連供給拠点と定住拠点
東伯町	農産物と加工食品の広域的な供給機能の高度化を図り、関連産業の集積を進め、圏域の食品工業拠点及び定住拠点の形成をめざす。	圏域の食品工業拠点と定住拠点
赤碕町	水産資源の供給機能を高めるとともに、圏域のレクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	水産資源供給と圏域のレクリエーション拠点と定住拠点
泊村	水産資源供給と海浜性のレジャー拠点をめざす。	水産資源供給と海浜性のレジャー拠点

### (3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的位置付けを考慮して三朝の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

#### 都市計画における都市づくりの基本方針

##### 活気あふれるまちづくり

温泉と自然を軸として、個性を際立たせた活気あふれる区域を作る。そのためには、温泉街周辺や行政区域周辺の土地の有効利用を進めるとともに、歩行者空間の創出など楽しめる都市空間を作る。また、観光や商業等の産業の活性化を促進する土地利用の誘導を図る。

##### 自然と共生するまちづくり

三朝には、一級河川天神川本流をはじめ三徳川、加茂川等多くの河川があり、これらの河川の周辺、上流にむけては、山林や農地などたくさんの緑の資源がある。これらの自然は、人々に安らぎを与えると同時に、三朝の貴重な自然景観の大きな要素となっており、今後、三朝の都市構造を形成する自然を保全し、都市活動による環境負荷をあまりかけず、自然との共生ができ、安心して次世代へと引き渡すことのできるまちを目指す。

##### 人にやさしい町づくり

少子高齢化の急激な進行と、価値観の多様化など社会状況の変化に伴い、安全性や快適性を重視したまちづくりが求められている。バリアフリー化や防災面にも配慮し、町民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指す。

##### 住民とともにつくるまちづくり

住民のみなさんと行政がともに、どんなまちが良いのか、どんなルールが必要なのかを話し合い、どうすれば早く実現できるのかを考えなければ、まちづくりはできない。まちづくりの主役は住民であり、計画から事業まで積極的に参加したまちづくりの実践を推進する。

#### (4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「都市軸」、「都市機能の形成」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かっての具体的方針については次の方針において定める。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針
4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

##### 1)都市の発展軸

三朝の都市の発展軸は、倉吉市を結ぶ県道鳥取鹿野倉吉線と国道179号が位置づけられる。また、東郷町を結ぶ県道三朝東郷線、岡山県湯原町へ繋がる国道482号、河原町へ繋がる県道三朝中線等の他県道があり、広域交流はもとより生活道路として、機能性安全性を重視しながら、整備促進に努める。特に、県道鳥取鹿野倉吉線の未整備区間（倉吉市から三朝町大瀬地区）の早期整備と、国県道へ繋がる町道の整備を図る。

##### 2)都市機能の形成

###### 市街地

三朝温泉として古くからの観光商業地である三朝地区一帯は、活力とにぎわいの拠点として位置付ける。また、居住拠点として大瀬地区、山田地区、砂原地区及び荒尾地区を位置づけ、三朝運動公園・小中学校等がある三朝運動公園周辺地区を文化教養の拠点とする。これら全体を市街地と位置付け、都市空間を創出する。

併せて三朝高原公園や三朝カントリークラブ一帯を観光レクリエーション拠点として位置付ける。

###### 周辺地区

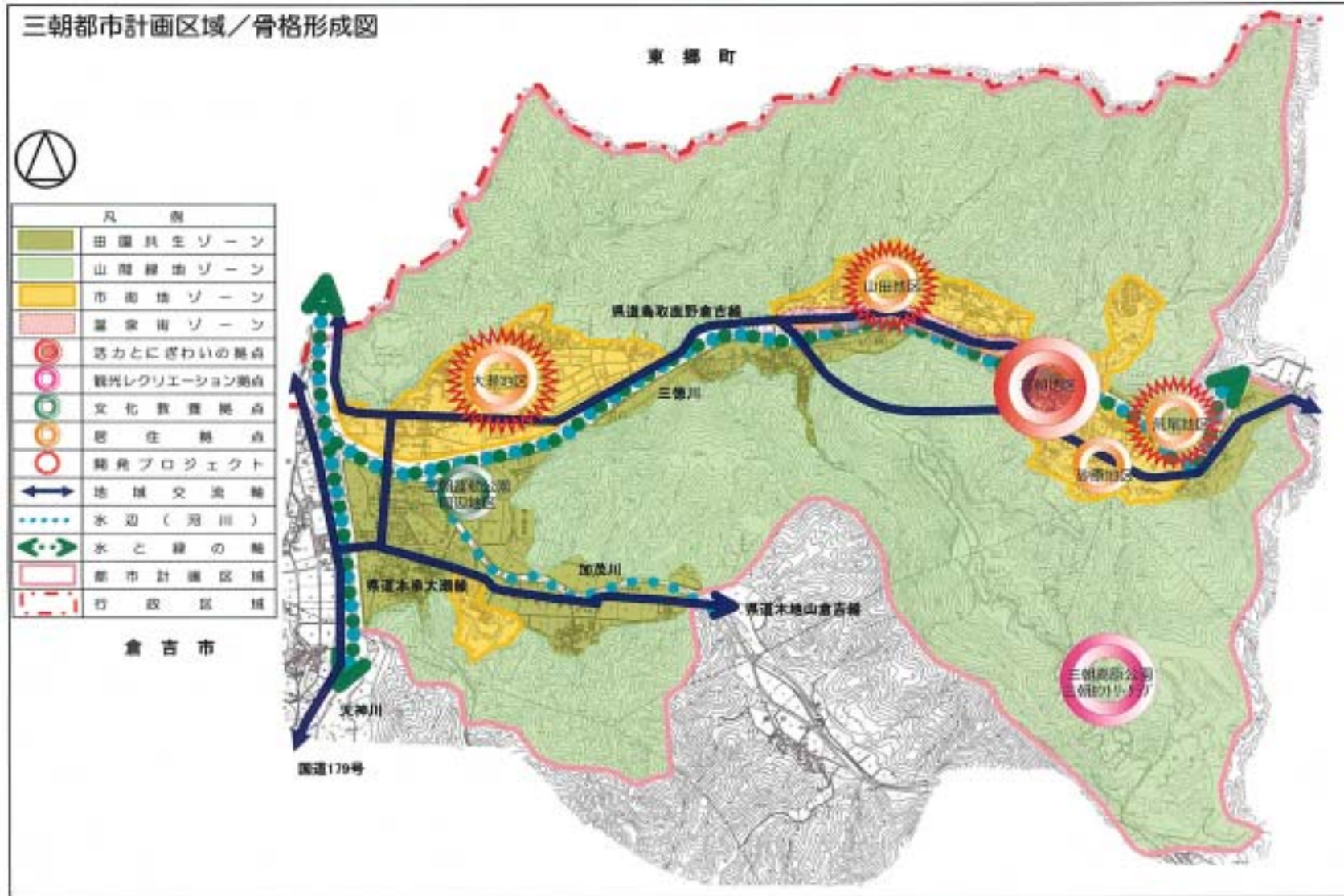
都市計画区域内の横手・本泉・森地区を周辺地区として位置づけ、農地の保全と生活環境の整備を図る。

###### 水と緑の軸

自然緑地、良好な農耕地等及び豊かな自然環境が生み出す天神川・三徳川等の清流と水辺を緑を水と緑の軸と位置付け、保全・活用を図り、市街地と連続する緑のネットワークを形成する。



骨格形成図





## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

#### [ 検討事項 ]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

周囲を山に挟まれ東西に走る県道沿いに市街地が配置されており、東郷都市計画区域及び倉吉都市計画区域（ともに区域区分なし）と接している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、減少していくと予想される。

工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、温泉地を中心とした産業であり低い成長となっている。引き続き広域的な観光ネットワークの整備拡充等による活性化が期待される。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

該当する土地の区域はない。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

該当する計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施予定はない。

都市的土地利用の拡散について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

概ね、県立自然公園や農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

#### 区域区分の有無の判断基準

##### [ 線引き都市計画区域 ]

##### (1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

##### (2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。

- ア) 市街地拡大の可能性がない。
  - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。
- 線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[ 未線引き都市計画区域 ]

( 1 ) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

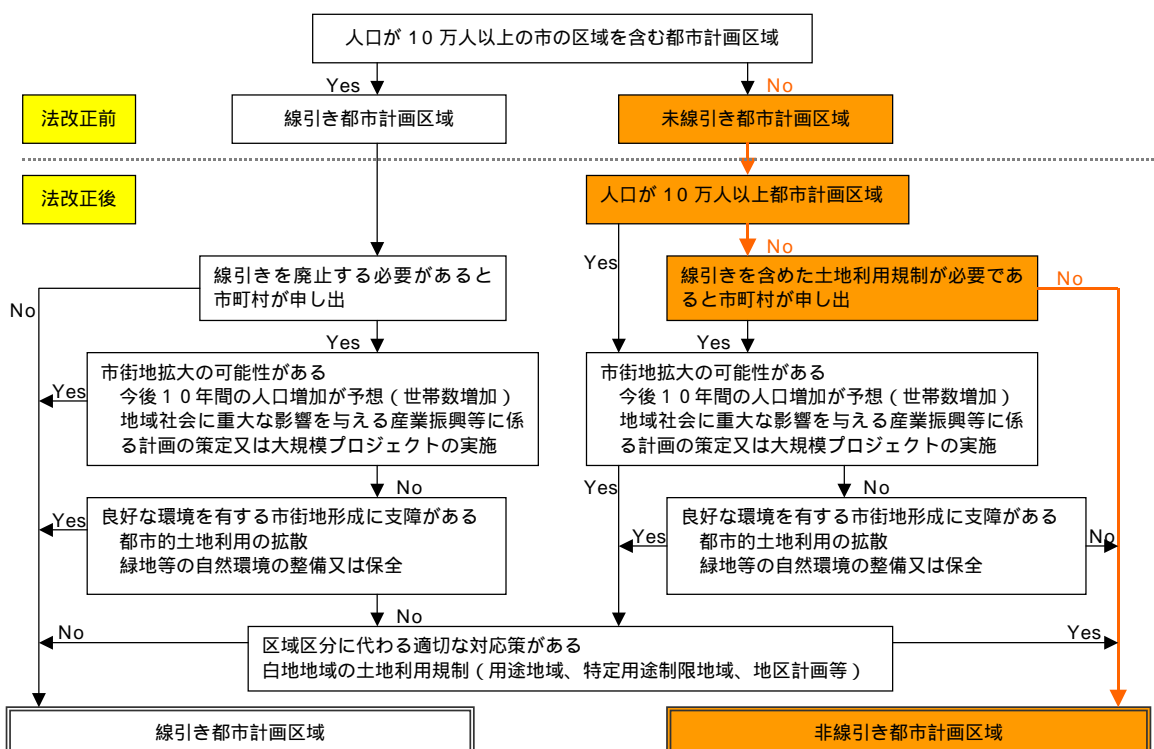
中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。  
次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

- ア) 市街地拡大の可能性がある。
  - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。
- 線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

( 2 ) 線引きを適用しない

( 1 ) で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### (1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1)土地利用の基本方針

###### ア.土地利用の基本方針

土地の利用は、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であることを考慮し、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図り、総合的かつ計画的に行う。

適切な宅地造成を促すことが重要施策ではあるが、基幹産業である農業の振興や、豊かな自然や調和のとれた町並みの美しさを保護していく必要もあり、町土の利用にあたっては、限られた町土資源を前提として、自然・歴史・文化の特性を活かしながら、計画的な土地利用を図る。

市街地周辺の農地については、原則保全を図る。

##### イ.主要用途の配置の方針

###### 商業地

三朝温泉周辺を商業地区と位置づけ、温泉を核とした観光と商業の活性化を図る。

###### 住宅地

###### 専用住宅

住宅地として特化している地区で、低層住宅や中高層の共同住宅が立地している地区及び計画的に開発された住宅地を位置付ける。また、土地区画整理事業の行われた大瀬地区、将来区画整理を検討している山田地区・荒尾地区を専用住宅地と位置付ける。

###### 一般住宅

古くから形成されている住宅地を位置付ける。

##### 3)その他の土地利用の方針

###### その他の文教厚生施設

役場や学校等の教育施設が立地している大瀬地区を文教厚生施設地として位置づける。

###### レクリエーション施設地

三徳川緑地公園、三朝高原公園、三朝運動場、三朝カントリークラブを位置づける。また、横手地区に温泉の特徴を持った横手ふるさと健康公園の整備を図る。

###### 農地及び集落地

###### <農地>

三朝町は、農業の町であることから、原則として保全を図る。

< 集落地 >

農地周辺の集落地はゆとり居住区として位置付け、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の整備に努め、生活道路等の生活基盤施設の整備を促進する。

**自然緑地**

本区域は、山野に囲まれたみどり豊かな立地環境にあり、今後も自然美豊かな景観は保全する。そのため、部分的な公園緑地等の利用以外は、原則として保全を図る。

4) 計画的な土地利用の実現に関する方針

地区計画制度の活用

宅地を目的とした開発または開発が予想される区域について地区計画を定め、目的外建物の乱立を抑制する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり（地域の顔づくり）を図るため地区計画等の導入を検討する。

## (2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1)交通施設の都市計画の決定の方針

#### ア．基本方針

三朝町の生活軸は倉吉市と鳥取市を結ぶ県道鳥取鹿野倉吉線と倉吉市・津山市を結ぶ国道179号線が位置図付けられるが、県道鳥取鹿野倉吉線については、役場前から倉吉市大原の区間において歩道のない区間が多く大変危険な状況にあり、未整備区間の早期整備を図る。また、県道本泉大瀬線も、小・中学校及び保育所があるにもかかわらず、歩道が狭く、危険な状況にあるため早期整備が必要である。県道鳥取鹿野倉吉線を軸とした、県道三朝東郷線などの各県道の充実とこれらの幹線道をアクセスする補助幹線町道の充実を促進する。

#### イ．整備水準の目標

概ね20年後の実現を目指す整備水準としてつぎのとおりとする。

- ・主要幹線である県道鳥取鹿野倉吉線の未整備区間（倉吉市～三朝町大瀬）の整備。
- ・幹線道路の県道本泉大瀬線の自歩道の整備。

#### ウ．主要な施設の配置方針

##### <道路>

##### **幹線道路**

幹線道路としての県道鳥取鹿野倉吉線、県道木地山倉吉線、県道三朝温泉木地山線及び県道本泉大瀬線を位置付け、市街地内における円滑な交通及び歩行者の安全の確保を図る。

##### <その他の施設>

三朝町の重要な交通手段としてバス交通が位置付けられる。なかでも商工センターバス停は、市街地の中心部に位置し、一般車輛駐車場、修景施設等による充実を図る。

#### エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する路線は、次のとおりとする。（既着手も含む）

- ・県道鳥取鹿野倉吉線
- ・県道本泉大瀬線

## 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ア．基本方針

#### 下水道

公共水域の水質保全を図るため地域の実情に応じた効率的・経済的な生活排水処理施設整備（公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽等）の推進と、これら施設の適切な維持管理に努める。その中で公共下水道（天神川流域下水道）、農林業集落排水施設、浄化槽により住居地区についてはほぼ全域、整備を完了している。今後、新規住宅地に関して整備を促進する。

#### 河川

防災、浸水対策としての整備はもとより、生態系に配慮し町民の生活に憩いと潤いを与えてくれる河川環境を考慮した自然と調和のとれた河川の整備を図る。

### イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

#### 下水道

平成12年時点の人口普及率（生活排水処理施設）は78.9%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

#### 河川

防災としての各河川の一層の充実および自然と調和した河川の整備を促進する。

### ウ．主要な施設の配置の方針

今後の土地利用の動向を見ながら計画的に主要な施設の配置を行う。

### エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する内容は、次のとおりとする。

#### 河川

- ・天神川・三徳川直轄（国管理）区間及び加茂川の整備促進

**(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針****ア．主要な市街地開発事業の決定の方針**

都市基盤となる幹線道路等の公共施設の整備と併せて三朝町の拠点としてふさわしい地区を創出し、当該地区の秩序ある発展に寄与することを目的とする。市街地の分家住宅のニーズに応えるため、農林業との調整を図りながら、山田地区及び荒尾地区に土地区画整理事業の計画検討を行う。併せて、地区計画も盛り込み、快適な住宅環境の整備を図る。

**(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針****ア．基本方針**

「あったかい町つくろう」を基本に、町民が自然を貴重な資源として認識し、あらゆる分野におけるまちの活性化に結びつける。そのため、河川整備をはじめ施設整備にあたっては、自然との共存共栄を目指し、環境と調和のとれた事業推進を図る。また、美しい自然環境、貴重な生態系を形成している三徳川の整備に特別の配慮を図ることとする。一方で誰もが親しみやすい自然とのふれあい空間として、公園・緑地の整備を進めていく。また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。

今後も余暇時間の増大や教育方針の見直しなど住民活動はますます多様化していくものと想定され、公園の利活用を通して自然豊かなまちの現状を住民に認識してもらいながら、住民と一体となり緑化を推進する。

**イ．緑地の確保水準**

豊かな自然は、大切な財産であることから緑地確保目標水準は、現在の緑地確保程度とします。

年 次	平成 12 年	平成 32 年
都市計画区域内人口 1 人当たりの目標	88.9 m <sup>2</sup> /人	88.9 m <sup>2</sup> /人

**ウ．主要な緑地の配置計画の概要****総合的な緑地の配置**

総合的な緑地の配置計画は、環境保全、景観、レクリエーション、防災の各系統別配置計画をもとにし、これらの調整を図りながら策定する。

**保全系緑地の配置**

行政区域界から市街地に張り出している大規模な樹林地及び三徳川、天神川、加茂川の河川は、緑の骨格を構成する緑地、自然災害を防止する緑地及び三朝町の景観を構成する緑地として保全する。

古墳、遺跡等の埋蔵地や市街地内の神社仏閣は、文化的遺産を有する緑地として保全する。

**施設系緑地の配置**

街区公園、近隣公園については市街地を対象とし誘致圏を充足するような形で配置する。



#### エ．実現のための都市計画の方針

緑地（三徳川緑地公園）については、直接市街地にあり、町民の憩いの場とともに観光にも重要な拠点であることから一層の充実を図る。また、新たな開発に伴った街区公園を確保する。

### 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にたつて、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

### 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

まちづくり景観条例を策定し、景観に配慮した住みよいまちづくりを住民、事業者、行政が一体となって進める体制を整える。

都市計画マスタープラン図

